

【香雪団地】

簡易ガス料金規定

2017年4月1日実施

(平成29年4月1日実施)

北海道ガス株式会社

目 次

内容

1. 適用.....	1
2. 料金規定の変更.....	1
3. その他.....	1
付 則.....	1
1. 料金規定の実施期日.....	1
（別表第1）.....	2
（別表第2）.....	2

1. 適用

- (1) この簡易ガス料金規定（以下「料金規定」といいます。）は、別表第1の供給地点群に適用いたします。
- (2) この料金規定は、当社の簡易ガス供給約款と併せて適用いたします。

2. 料金規定の変更

- (1) 当社は、この料金規定の変更を必要と判断した場合、この料金規定を変更することがあります。
この場合、料金その他の供給条件は、変更後の料金規定によります。
- (2) この料金規定を変更する場合の手続きは、簡易ガス供給約款を変更する場合と同様といたします。

3. その他

その他の事項については、簡易ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 料金規定の実施期日

この料金規定は、2017年4月1日（平成29年4月1日）から実施いたします。

(別表第1)

供給地点

供給地点群名 香雪団地

供給地点
函館市滝沢町 1番1 (1~3)、2 (1~2)、3~8
4番1~18
5番1~11
6番1~3、4 (1~2)、5~9
7番1~12
8番1~12
9番1~17
10番1~18
11番1~11、12 (1~2)、13~25、26 (1~2)、27~33

供給地点数 144

(別表第2)

適用する料金表 【香雪団地】

1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから8立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が8立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	961.20円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	410.05円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の26に基づき算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 3 9 3. 2 0 円
--------------------	-----------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	3 5 6. 0 5 円
-------------	--------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の2 6に基づき算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3, 0 1 3. 2 0 円
--------------------	-----------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	3 0 2. 0 5 円
-------------	--------------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに簡易ガス供給約款の2 6に基づき算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。